

議案第14号

世田谷区文化財保護審議会委員の委嘱

上記の議案を提出する。

令和4年3月9日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 渡部 理枝

(提案説明)

世田谷区文化財保護審議会委員の任期満了に伴い、次期委員の委嘱を必要とするため、世田谷区文化財保護条例第55条の規定に基づき本案を提出する。

世田谷区文化財保護審議会委員の委嘱

1 委嘱対象者

(50音順)

	氏名	現職
1	あいざわ まさひこ 相澤 正彦	成城大学教授（日本美術史）
2	いなぎ よしかず 稲木 吉一	女子美術大学教授（日本美術史学）
3	かにわ まさのり 神庭 正則	元法政大学兼任講師・樹木医（天然記念物）
4	きおとめ まさひろ 早乙女 雅博	東京大学名誉教授（考古学）
5	しげえだ ゆたか 重枝 豊	日本大学理工学部特任教授（建築学）
6	といけ のぼる 外池 昇	成城大学文芸学部教授（日本文化史）
7	ふじわら ひでゆき 藤原 秀之	早稲田大学教育学部非常勤講師兼総合人文科学研究センター招聘研究員（歴史学）
8	ほりうち まさあき 堀内 正昭	昭和女子大学近代文化研究所客員研究員（建築史）
9	やまもと ただもと 山本 質素	民俗学研究者・元日本大学文理学部教授（民俗学）
10	やまもと てるひさ 山本 暉久	昭和女子大学名誉教授（考古学）

2 任期

令和4年3月14日から令和6年3月13日まで

○世田谷区文化財保護条例

第8章 世田谷区文化財保護審議会

一部改正〔平成20年条例33号〕

(設置)

第52条 文化財の保存及び活用を図るため、教育委員会の附属機関として、世田谷区文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

一部改正〔平成20年条例33号〕

(所掌事務)

第53条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議し、教育委員会に答申する。

一部改正〔平成20年条例33号〕

(諮問)

第54条 教育委員会は、次に掲げる事項については、あらかじめ審議会に諮問しなければならない。

- (1) 区登録文化財の登録及びその登録の解除
- (2) 区登録無形文化財の保持者又は保持団体の認定及びその認定の解除
- (3) 区指定有形文化財の指定及びその指定の解除
- (4) 区指定無形文化財の指定及びその指定の解除
- (5) 区指定無形文化財の保持者又は保持団体の認定及びその認定の解除
- (6) 区指定有形民俗文化財又は区指定無形民俗文化財の指定及びその指定の解除
- (7) 区指定史跡名勝天然記念物の指定及びその指定の解除
- (8) 区指定文化的景観の指定及びその指定の解除

一部改正〔平成20年条例33号〕

(組織)

第55条 審議会は、委員12人以内で組織する。

- 2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 3 委員及び臨時委員は、文化財に関し広く、かつ、高い識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終わったとき退任するものとする。

一部改正〔平成20年条例33号〕

(会長及び副会長)

第56条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

一部改正〔平成20年条例33号〕

(会議)

第57条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

一部改正〔平成20年条例33号〕

(部会)

第58条 審議会に専門的事項を調査研究させるため部会を置くことができる。

一部改正〔平成20年条例33号〕